

令和6年度10月分

建設・上下水道関係

件 名	(仮称)桜台建設プロジェクト計画について
内 容	同件名で、7月に市長への手紙の回答で、「・・・白井まちづくり条例に基づき事業者から提出された開発事前協議書により本計画の内容を確認のうえ事業者との事前協議を行うことから、現時点で本事業に対する市の考えをお答えすることは差し控えさせていただきます。」とありますが、あれから3ヶ月が過ぎており、開発事前協議書により本計画の内容を確認はされたと思いますので、本事業に対する市の考えをお示しください。 まちづくり条例の見直しについて回答願います。 現在進めているDS建築で市民が提出した意見書に対して市としての解決策の対応回答願います。
回 答	本事業については、一定規模以上の建築物の建築等について、公共施設の整備に関する市との協議や近隣住民等の説明等を行うことを規定した白井市まちづくり条例に基づく手続きを進めています。 市では、令和6年7月23日に事業者から提出された開発事業事前協議書について、7月31日から8月13日までの2週間縦覧した結果、近隣住民等から意見書の提出があったことから、現在、地区計画への適合に関することなどを含め、意見書に対する市の回答書の作成を進めているところです。今後、回答書については、意見書の提出者に送付するとともに、縦覧することとしています。しばらくお待ちください。 また、市では、事業者に対して、緑化や騒音、振動等に関する事項について、関係法令を遵守することのほか、条例により環境配慮書に基づき開発事業を行うことを求めているところであり、いただいた御意見につきましては、今後、条例等の見直しを進めていく上で参考とさせていただきます。 (関係課：建築宅地課、都市計画課)